

著作物（出版物）の授業目的公衆送信利用に関して

一般社団法人自然科学書協会

2020年4月28日施行の改正著作権法第35条によって、教育機関が行う授業において教材を公衆送信（インターネット、無線通信等の手段を通じて学生に送信し受信装置を用いて伝達すること）する場合著作物の小部分利用が補償金を支払う事により可能となりました。

但し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常時における教育機関での運営状況に鑑み、特例措置として2021年3月31日まで上記の補償金は無償で著作物の公衆送信が行えます。利用に際しては一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への登録が必要になりますのでご注意ください。

この補償金制度は著作物の利用全てに適用されるものではなく、著作権法第35条の規定により必要と認められる範囲であり、かつその著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することのない範囲でのご利用に限られます。当協会会員出版社が発行する学術書、専門書等を、大学における専門教育に利用する場合は基本的に上記の規定に該当し、補償金では利用できない場合があります。

SARTRASにより補償金制度で利用できる範囲を超えてのご利用は著作権者（執筆者、出版社等）の許諾が必要となります。その許諾に関しましては各執筆者と出版社の出版契約により出版社あるいは出版社からその管理の委託を受けた著作権等管理事業者から得ることが可能になっております。なお、現環境下での教育機関における教材利用につきましては、各出版社が無償/有償の許諾をお出ししている場合もございますので、出版社にご確認をいただきますようお願い申し上げます。

詳細は下記にてご確認ください。

日本書籍出版協会 <http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/20200525kyoikukikan-fukuseiriyo-ver1-1.pdf>

SARTRAS の運用指針 <https://forum.sartras.or.jp/info/004/>

SARTRAS の FAQ <https://sartras.or.jp/seidofaq/>

文化庁サイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>